

岸和田市貝塚市クリーンセンターの受入基準

平成 24 年 11 月 1 日制定
平成 25 年 4 月 1 日改定
平成 26 年 12 月 25 日改定
令和元年 6 月 24 日改定
令和 2 年 3 月 2 日改定
令和 2 年 10 月 5 日改定

岸和田市貝塚市クリーンセンター管理規則（平成 19 年規則第 4 号。以下「管理規則」という。）
第 4 条第 6 号に規定する一般廃棄物の受入基準は次のとおりとする。

当クリーンセンターは、生ごみ等の可燃ごみを処理するごみ処理施設棟（焼却棟）と可燃性粗大ごみ、不燃性粗大ごみ、びん・缶等を処理するリサイクルプラザ棟の 2 つの処理施設に分かれている。

1. ごみ処理施設棟（焼却棟）へ搬入できるもの

品 目	具体例・前処理等
可燃物（厨芥類・繊維類・プラスチック類・小枝等・缶等）	90リットル袋（長辺100cm程度）に入るもの 1袋の重量が20kg以下のもの ロープ・ホース等のロール状・ひも状のものは、長さ180cm以下に切ってください。

2. リサイクルプラザ棟へ搬入できるもの

品 目	具体例・前処理等
可燃性粗大ごみ	木製の家具等で、最大辺180cm以下のもの 鏡・ガラスは取外す
木材・植木・板切れ等（竹を除く）	植木については、枝払いしたもの 太さが20cm未満のものは、長さを150cm以下にする 太さが20cm以上25cm未満のものは、長さを50cm以下にする 太さが25cm以上のものは、受入不可
竹	太さ20cm以下、長さ100cm以下のもの
畳	1日10畳まで
木製建具	1日10枚まで 最大辺が180cm以下のもの
波板（ビニール製）	1日10枚まで 長さ180cm以下のもの
ビニールパイプ	1日10本まで 長さ180cm以下のもの 呼び径50A以下のもの
不燃性粗大ごみ	金属製のもので、最大辺180cm以下のもの
波板（金属製）	1日10枚まで 長さ180cm以下のもの
電化製品（電気ストーブ・電磁調理器等を含む）・おもちゃ等	乾電池を使用しているものは、乾電池を抜く
暖房器具・厨房器具等で火を使うもの	石油ストーブ・ガスファンヒーター・石油ファンヒーター・カセットコンロ等（オイルヒーターは除く） 燃料・乾電池を抜く

ブロック・レンガ・瓦	1日10個(枚)まで 最大辺30cm以下のもの
瀬戸物・タイル・ガラス(板ガラス・強化ガラス[化粧品ビン等])	最大辺30cm以下のもの、最大辺50cm以下の箱に詰めて 1日5箱
廃蛍光灯	1日20本まで 直管は長さ120cm 40W以下のもの
缶・びん	中を空にし、内容物を取る
ペットボトル	中を空にし、内容物を取る
スプリングマット	1日2枚まで
ダンベル・バーベルの重り・バーベルのシャフト等の金属の塊	指定の場所に降ろす
包丁・ナイフ・はさみ等の刃物類	指定の場所に降ろす

3. 搬入できないもの

品 目	備 考
1 岸和田市及び貝塚市以外で発生した一般廃棄物	管理規則第1条
2 エアコン	家電リサイクル法〔特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)〕 一般財団法人 家電製品協会 リサイクル券センターへ お問合せください。 0120-319-640
3 テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ)	
4 冷蔵庫・冷凍庫	
5 洗濯機・洗濯乾燥機・衣類乾燥機	0120-319-640
6 パソコン	資源有効利用促進法〔資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)〕
7 原動機付き自転車・自動二輪車・オートバイ(部品を含む)	二輪車リサイクルシステムコールセンターへお問合せください。 050-3000-0727
8 自動車・自動車部品(キャリア、タイヤチェーン、自動車用小型アクセサリを除く)	自動車リサイクル法〔使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)〕 処理困難物
9 タイヤ(自転車用を除く)	処理困難物
10 バッテリー(乾電池を除く)	処理困難物
11 消火器	消火器リサイクル推進センターへお問合わせください。 03-5829-6773
12 石油類・オイル類	危険物
13 農薬・薬品・塗料	処理困難物
14 ガスボンベ・酸素ボンベ・その他ボンベ類	危険物・処理困難物
15 石膏ボード・耐火ボード・断熱材・ガラスウール	処理困難物
16 動物の死体	斎場で処理
17 注射針等の鋭利な物	危険性
18 耐火金庫	処理困難物

19	オイルヒーター	処理困難物
20	農業用機械・農業用ビニール	産業廃棄物
21	電気温水器	処理困難物
22	ソーラー給湯器・ソーラーパネル	処理困難物
23	エンジン・コンプレッサー・発電機等の機械類	処理困難物
24	FRP製のもの(サーフボード・浴槽など)	処理困難物
25	その他 管理者が、クリーンセンターにおいて、廃棄物処理に支障をきたす恐れがあると認めるもの	管理規則第5条第2項第2号 引火性・発火性・危険性・有害性のあるもの 著しく悪臭を発するもの 液状・泥状のもの 体積や重量が著しく大きいもの